四　第十七項に規定する特定取引に係る契約に該当するものが平成二十九年一月一日以後に同項第一号に規定する取引又は同項第二号に規定する通信を行うこととなつた場合における当該特定取引に係る契約　その行うこととなつた日から二年を経過する日（その行うこととなつた日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものにあつては、同日から一年を経過する日）

22　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　個人既存低額特定取引契約者　個人既存特定取引契約者で、平成二十八年十二月三十一日において特定取引に係る契約（同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円以下であるものに限る。）を締結しているものをいう。

二　個人既存特定取引契約者　平成二十八年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた個人（特定組合員である個人を除く。）をいう。

三　特定取引契約資産額　特定取引に係る契約に係る資産の価額（外国通貨で表示された資産にあつては、外国通貨で表示された金額を総務省令、財務省令で定めるところにより本邦通貨表示の金額に換算した金額）をいう。

四　特定取引データベース　特定取引に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

五　住所等所在地国情報　次に掲げる情報をいう。

イ　現在の住所又は居所その他の総務省令、財務省令で定める情報

ロ　報告金融機関等との間で特定取引に係る契約を締結している者宛ての郵便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物を含む。）を受け取る場所としてその者（その代理人を含む。）により指定されている郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所をいい、簡易郵便局（同法第七条第一項に規定する施設をいう。）及び民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者の事業所又は営業所を含む。以下この号において同じ。）又は外国における郵便局に相当するものの所在地その他の総務省令、財務省令で定める情報

六　個人既存高額特定取引契約者　個人既存特定取引契約者で、平成二十八年十二月三十一日において特定取引に係る契約（同日における当該特定取引に係る特定取引契約資産額が一億円を超えるものに限る。）を締結しているものをいう。

七　法人既存特定取引契約者　平成二十八年十二月三十一日以前に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた法人で、同日において当該特定取引に係る契約を締結しているものをいう。

（法人に係る任意届出書の提出等）

第六条の四　第六条の二第一項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一　法第十条の五第二項の特定取引に係る契約を締結している者（内国法人（法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。次号において同じ。）である特定法人のうち、当該特定法人に係る実質的支配者（その居住地国が外国であるものに限る。）があるものに限る。）が法人番号を有する場合において、当該締結している者が法第十条の五第三項の規定により届出書を提出するとき。

二　法第十条の五第一項又は第三項の規定により届出書を提出した者（内国法人である特定法人に限る。）が法人番号を有する場合において、当該提出した者が同条第四項第一号又は第二号に掲げる場合（当該特定法人に係る実質的支配者のこれらの号に定める居住地国が外国である場合に限る。）に該当することにより同項に規定する異動届出書を提出するとき（既にこの項において準用する第六条の二第一項の規定による確認が行われたときを除く。）。

2　法第十条の五第四項に規定する政令で定める日は、同項各号に掲げる場合に該当することとなつた日の属する年の十二月三十一日又はその該当することとなつた日から三月を経過する日のいずれか遅い日とする。

（報告金融機関等による住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定手続）

第六条の五　法第十条の五第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十条の五第二項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が同項又は同条第六項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す同項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取得した場合

二　法第十条の五第二項又は第六項の規定により同条第二項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、当該特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す同条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を取得したとき。

三　報告金融機関等が第六条の三第六項の規定により個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした場合において、当該報告金融機関等の保存する当該特定に係る同項の証拠書類で総務省令、財務省令で定めるものの有効期間として総務省令、財務省令で定める期間が経過したとき。

四　第六条の三第八項の個人既存高額特定取引契約者（同条第二十二項第六号に規定する個人既存高額特定取引契約者をいい、同条第十八項の規定により同条第七項の規定が適用された個人既存低額特定取引契約者（同条第二十二項第一号に規定する個人既存低額特定取引契約者をいう。第六号において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の住所等所在地国と認められる国又は地域が第六条の三第八項（同条第十八項の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の規定又は第六項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す当該個人既存高額特定取引契約者に係る法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（第六条の三第二十二項第五号イに掲げるものに限る。）を特定業務担当者が取得した場合

五　第六条の三第八項の規定により同項の個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされなかつた場合において、当該個人既存高額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を示す法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報を特定業務担当者が取得したとき。

六　個人既存低額特定取引契約者（第六条の三第十八項の規定により同条第七項の規定が適用された個人既存低額特定取引契約者を除く。以下第五項までにおいて同じ。）が平成二十九年以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等との間で締結している特定取引に係る契約に係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額（同条第二十二項第三号に規定する特定取引契約資産額をいう。次号及び第十五項各号において同じ。）が平成二十九年十二月三十一日以後最初に一億円を超えることとなつた場合

七　第六条の二第二項の規定の適用がある場合において、同項の既存特定取引（当該既存特定取引を行つた者につき法第十条の五第二項又は第六項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定がされている場合における当該既存特定取引に限る。以下この号において同じ。）を行つた者（個人既存低額特定取引契約者に限る。）が当該特定がされた日の属する年以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等との間で締結している当該既存特定取引に係る契約に係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額と第六条の二第二項の新規特定取引に係る当該各年の十二月三十一日における特定取引契約資産額との合計額が、当該特定がされた日の属する年の十二月三十一日以後最初に一億円を超えることとなつたとき。

2　第六条の三第二項（同条第四項（第五項において準用する場合を含む。）の規定又はこの項から第四項までの規定により個人既存低額特定取引契約者に係る同条第十二項第五号に規定する住所等所在地国情報又は法第十条の五第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（同号イに掲げるものに限る。以下この項において「既存住所等所在地国情報」という。）に基づき当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定をした報告金融機関等は、その保存している記録に追加される当該特定をした国又は地域と異なることを示す同条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める情報（同号イに掲げるものに限る。以下この項において「新規住所等所在地国情報」という。）を取得した場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより、当該個人既存低額特定取引契約者の住所等所在地国と認められる国又は地域を特定しなければならない。